

就学援助制度

～令和7年度～



就学援助って何？



就学に必要なお金を援助する制度で、
毎年度申請が必要です！

西尾市教育委員会

1 対象者（次の①から⑧のいずれかに該当する方）

申請理由	添付書類
①「生活保護」を受給している。	※不要
②「生活保護」が停止または廃止になったが、生活に困窮している。	※原則として不要
③「市町村民税」が非課税または減免されている。	※非課税の場合は原則不要（詳細は⑧要参照）、減免の場合は「減免承認通知書」の写し ※同居している家族全員分（原則18歳以上）
④「個人事業税」または「固定資産税」が減免されている。	「減免決定通知書」の写し
⑤「国民年金保険料」が全額免除されている。	「国民年金保険料 免除申請 承認通知書」の写し ※同居している家族の20歳以上加入者全員分 ※障害基礎年金(1級・2級)の受給による免除の場合は「年金証書」と最新の「年金振込通知書」の写し
⑤「国民健康保険税」が減免されている。	「国民健康保険税 納税通知書」（※「減免」表示のあるもの）の写し、または「国民健康保険税決定（更正）通知書 兼 納税通知書」（※「減免」表示のあるもの）の写し ※同居している家族全員分（原則18歳以上）
⑥「児童扶養手当」を受給している。	「児童扶養手当の証書」の写し（有効期限が令和7年10月末までのもの）
⑥「遺児手当」を受給している。	「遺児手当支給認定通知書」又は「遺児手当受給証明書」の写し
⑦「生活福祉資金」の貸付を受けている。	「貸付決定通知書」の写し※令和7年4月以降に貸付が決定されたもの
⑧ その他（上記①～⑦の理由には該当しないが、「経済的な理由」により就学が困難である。）	※原則不要 ただし、以下に該当する方は「市民税・県民税 所得・課税証明書」の提出をお願いします。申請月によって発行年度が替わります。（③同様） ＜令和7年5月末までに申請する場合＞ ・令和6年度「市民税・県民税 所得・課税証明書」 同居親族（原則18歳以上）の内 ・令和5年分の確定申告又は年末調整をしていない方で市県民税の申告をされていない方（所得の無い方も含む） ・令和6年1月2日以降に西尾市に転入された方 ※令和6年1月1日現在に居住していた市区町村にて発行してください。 ・その他の理由により所得の確認ができない方 ＜令和7年6月1日以降に申請する場合＞ ・令和7年度「市民税・県民税 所得・課税証明書」 同居親族（原則18歳以上）の内 ・令和6年分の確定申告又は年末調整をしていない方で市県民税の申告をされていない方（所得の無い方も含む） ・令和7年1月2日以降に西尾市に転入された方 ※令和7年1月1日現在に居住していた市区町村にて発行してください。 ・その他の理由により所得の確認ができない方 【留意事項】 令和7年5月末までの申請による認定分について、「市民税・県民税 所得・課税証明書」の発行年度が新年度に切り替わる令和7年6月以降に、所得の再調査をします。再調査の結果、認定要件から外れる場合は、その後の認定を取り消します。

■「基準額」の目安（単位：円）

同居親族の人数	2人	3人	4人	5人	6人
基準額	192万	252万	309万	390万	438万

※ 同居親族全員の「所得金額」の合計が、上記「基準額」以下の場合は、就学援助を受けられる可能性があります。

ただし、上記「基準額」はあくまで目安で、「世帯構成」や「年齢」等により「基準額」は変わります。

※ 「所得金額」とは、源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」や、確定申告書の「所得金額の合計」などです。

【ご注意ください！】

- ◎ 「申請書」または「必要（添付）書類」の不備等で認定が遅れたり、認定されないことがあります。
- ◎ 就学援助の認定後に、認定要件から外れることとなった場合、申請内容が事実と異なることまたは支給された援助費を本来の趣旨以外の目的に使用したことが明らかとなった場合には、認定を取り消します（※援助費を返還していただく場合があります）。
- ◎ 就学援助の認定後に、生活状況（「家族状況」等）に変化があった場合は、再度「申請」をしていただく必要がありますので、速やかにその内容を学校または教育委員会（学校教育課）へ届け出てください。

うら面あり➡

2 申請方法

- ① 「申請書」を学校または学校教育課（市役所4階）で受け取り、
- ② 「申請書」に必要事項を記入し、「添付書類（※「おもて面」参照）」とともに「4 提出先」へ提出します。

3 申請期限

原則「毎月末日」

認定された場合、申請月の翌月分から支給対象となります。

4 提出先

「在籍している学校」または「教育委員会 学校教育課（市役所4階）」

5 「就学援助」の内容

- ・ 下記の金額は「年額」です。年度途中から認定された場合は、期間に応じて減額されます。
- ・ 認定区分が「準要保護」の方への援助の内容は下記のとおりです。
認定区分が「要保護」の方（生活保護受給者）へは、下記の「⑦」と「⑧」のみが支給され、「⑦」と「⑧」以外は生活保護費から支給されます。

費 目	小学校	中学校	支給時期
① 新入学児童生徒 学用品・通学用品費（※新小・中1年生のみ）	57,060円	63,000円	原則入学前の1月以降に支給（※原則令和7年3月末までの認定者のみ）
② 学用品費	11,630円	22,730円	年3回に分けて支給（原則8月、1月、3月）
③ 通学用品費（※小・中1年生を除く）	2,270円	2,270円	
④ 学校給食費	1回270円×回数	1回310円×回数	現物支給（※給食費の引落しなし）
⑤ 校外活動費（宿泊なし）	1,600円以内	2,310円以内	原則3月に支給
校外活動費（宿泊あり）	3,690円以内	6,210円以内	活動終了後の支給期（原則8月、1月、3月）
⑥ 体育実技用具費	—	7,650円以内	活動終了後の支給期（原則8月、1月、3月）
⑦ 修学旅行費	実費（上限22,690円）	実費（上限60,910円）	
⑧ 医療費	実費（学校の定期健康診断で治療の指示を受けた特定の疾病に限る）		治療終了後の支給期（原則1月、3月）
⑨ クラブ活動費	2,760円以内	30,150円以内	3月に支給（購入したことがわかるもの（レシート等）が必要）
⑩ 生徒会費	4,650円以内	5,550円以内	3月に支給
⑪ PTA会費	3,450円以内	4,260円以内	
⑫ オンライン学習通信費	15,000円(1世帯当たり) ※兄弟姉妹がいる場合は1人分のみ		年3回に分けて支給（原則8月、1月、3月）
日本スポーツ振興センター 共済掛金	教育委員会が掛金を負担（※原則令和7年4月1日認定者のみ）		

※⑤、⑦のキャンセル料は支給対象外

6 問合せ先

西尾市教育委員会事務局 学校教育課（市役所4階） 直通電話（0563）65－2177